平成２５年（フ）第２６２６号
東京都北区王子１丁目28番６―1102
破産者　甲斐　英次
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６３１号
東京都八王子市丹木町３丁目96番地１
破産者　有限会社吉澤自動車
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６３２号
埼玉県飯能市新町８―８
破産者　吉澤　和夫
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６３３号
東京都荒川区西尾久７丁目20番１号
破産者　有限会社渡辺材木店
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６３５号
東京都荒川区西尾久８丁目10―21―1008
破産者　山田　松江
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６４１号
東京都品川区西五反田１丁目28番３号ハイラーク五反田４Ｆ
破産者　株式会社ＩＳＯＬＡ　ＣＲＥＡＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６４５号
東京都世田谷区岡本１丁目38番10号
破産者　株式会社建電防
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６４６号
東京都世田谷区岡本１丁目38―10
破産者　菊池　　孟
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６４７号
東京都世田谷区上用賀４丁目30―９―101
破産者　菊池ナツ子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６５６号
東京都中央区新川２丁目22番５号　板井ビル２Ｆ
破産者　有限会社笠原運送
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６６４号
東京都千代田区神田小川町２丁目４番地６
破産者　株式会社フィットラン
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６６５号
東京都渋谷区初台２丁目24―１―108
破産者　川越　　学
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７４７号
埼玉県川口市戸塚４丁目12番27号
破産者　株式会社北東建設
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７４８号
埼玉県川口市長蔵１丁目８―５　エンリッチＦⅢ103号
破産者　渡部　勝弘
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７５０号
埼玉県さいたま市緑区東浦和５丁目15番地34
破産者　株式会社グローバルフーズ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７５１号
千葉県市川市大野町４丁目3018―１―Ｃ―103
破産者　中根　健次
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７７６号
千葉県船橋市金杉８丁目17番９号
破産者　有限会社ＥＸＣＬＡＭＡＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１８０号
神奈川県川崎市高津区坂戸２丁目13―40―106
破産者　岩崎　幸子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４７７号
東京都調布市富士見町２丁目19―４―105
破産者　山口　弘示
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５６０号
東京都足立区弘道２丁目13―23―102
破産者　齋藤　徹男
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６２３号
東京都墨田区横川２丁目６―１―504
破産者　瀧ヶ崎幸二
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６５３号
東京都板橋区富士見町32―15
破産者　吉川　敦子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部